



2025年12月15日

各 位

会社名 株式会社エス・サイエンス  
(コード番号: 5721、東証スタンダード)  
代表者名 代表取締役社長 久永 賢剛  
問合せ先 総務部長 甲佐 邦彦  
(TEL. 03-3573-3721)

### 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当に関するご説明（Q&A）

当社は、2025年12月12日開催の取締役会において、2025年12月31日を基準日として、当該基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された全ての株主の皆さんに対して新株予約権を割当ることを決定しております。

つきましては、当社の株主の皆さんに、本日公表の「株主割当による新株予約権（非上場）の無償発行に関するお知らせ」につきまして一層理解を深めていただくために、添付の「株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当に関するご説明（Q&A）」をご用意いたしましたので、公表いたします。

以上

# 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当に関するご説明（Q&A）

## 1. 新株予約権とは何ですか

発行会社からその新株式の発行を受けることができる権利のことです。

## 2. 新株予約権のメリットは何ですか

新株予約権を行使して新株式の発行を受けた場合、その株式の時価が行使価額を上回っていた場合、その差額を享受できるメリットがあります。

## 3. 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当とは何ですか

株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当は株式会社の資金調達手法の1つであり、普通株式を目的とした新株予約権を株主に割り当てるものです。本件については1株の当社普通株式に1個の本新株予約権が割り当てられ、1個の本新株予約権の行使により2.5株の当社普通株式が交付されます。当社は、2025年12月31日（水）を本新株予約権の割当を受ける株主を確定するための基準日とし、当該基準日時点の株主に持株数に応じて本新株予約権を無償で付与し、交付された本新株予約権について行使期間において行使され、行使価額（2025年12月30日（火）の当社普通株式の終値に0.5を乗じた額）の払込みを受けた場合に、当社普通株式を交付します。

## 4. 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当は公募増資や第三者割当とどのように異なるのですか

株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当は、一般的な公募増資や第三者割当増資と比較して、既存株主の皆さまが保有する当社普通株式の数に応じて新株予約権が割り当てられ、既存株主の皆さまに当社普通株式を取得するか否かをご判断いただける特徴があります。また、割り当てられた本新株予約権を全て行使した場合、各株主の皆さまの持分比率は現状比率以上になります。

## 5. 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当は、ライツ・オファリングとはどう違うのですか

株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当とライツ・オファリングの大きな違いは、割り当てられた新株予約権が金融商品取引所（証券取引所）において上場されるかどうかです。ライツ・オファリングと異なり、この度の株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当により割り当てられる新株予約権は金融商品取引所（証券取引所）には上場されません。株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当では、割り当てられた新株予約権の売却の機会が実質的に限られるため、新株予約権が割り当てられた株主は、原則として、それを行使するか失権させるかのいずれかを選択いただくことになります。

## 6. 「ライツ・オファリング」といった新株予約権を上場させる事例もあり、かかる方法のほうが株主にとってよりメリットがあると思いますが、検討はしなかったのですか

ライツ・オファリングにつきましては、その制度設計上、無償割当の対象となる株主を定める基準日から行使期間終了までの期間が2ヶ月以内と定められており、新株予約権者が投資判断を行える期間が制限されています。また、発行費用が他の資金調達と比べて割高になる傾向があることも踏まえ、現時点における資金調達方法として必ずしもライツ・オファリングである必要はないと判断いたしました。

## 7. なぜ株主割当方式としたのですか

当社が「暗号資産トレジャリー企業」として事業規模をさらに拡大していくため、財務基盤を支えるさらなる資金調達が不可欠であります。そのため、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆さまの権利行使による資本増強によって当社の財務基盤の強化を図り、将来的な当社企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与するものと考えておりますので、株主の皆さまのご理解とご支援をお願いするという観点からあります。なお、本新株予約権の発行により本新株予約権を全て行使された既存株主の皆さまの持分比率は現状維持または高まりますが、行使されない既存株主の皆さまが、希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的となり意に反した持分比率の希薄化を避けることにも配慮し、本新株予約権の発行につき当社臨時株主総会を開催し、株主の皆さまのご判断を仰ぐこと、並びに、当社の現在の発行可能株式総数（授権枠）が足りなくなるため、定款変更の決議がなされることを停止条件にしております。当社臨時株主総会で本新株予約権の発行決議、又は、定款変更の決議が否決された場合、本新株予約権の効力は発生せず、株主割当は実施されないこととなります。

8. 臨時株主総会で株主割当の議案に議決権の行使が可能な株主はいつの時点の株主ですか

基準日は2025年12月31日（水）時点の株主が対象となり、2025年12月31日（水）時点で当社普通株式を保有する株主の皆さまは2026年2月17日（火）開催予定の当社臨時株主総会で議決権を行使いただくことになります。

なお、本臨時株主総会で議決権を行使するために当社普通株式を取得する場合の最終売買日（権利付最終日）は2025年12月26日（金）となりますので、ご留意ください。

9. 新株予約権の対象者となるのは誰ですか

2025年12月31日（水）時点の全ての株主の皆さま（2025年12月31日（水）の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の全ての株主様）に割り当てられます。なお、基準日とは、2025年12月31日（水）を指します。

また、新株予約権の割り当てを受けるための申し込み等の手続きは必要ありません。

割り当ての対象となりました株主の皆さまに自動的に本新株予約権の割り当てを行いますが、本新株予約権の発行に際して代金の支払いは不要です。

なお、本新株予約権を取得するため当社普通株式を取得する場合の最終売買日（権利付最終日）は2025年12月26日（金）となりますので、ご留意ください。

10. 新株予約権の「〇個」と「〇株」はどのような違いがありますか

新株予約権の単位が「個」となり、新株予約権を発行する際に、1個が行使された場合に何株を発行するかを決めることができます。

新株予約権の権利行使は、「株」単位ではなく、「個」単位となります。

今回、当社から株主の皆さまに割り当てる新株予約権は1個が行使されたら2.5株を発行する設計になっています。

11. 発行価額は無償とありますが、株式を取得するに際して資金負担は発生しないということですか

新株予約権という権利自体は、無償で割り当てられます（株主の皆さまの負担は発生しません）。

但し、この権利を行使して株式を取得される場合、株式1株あたりの行使価額の資金負担が必要となります。

行使価額は12月30日（火）の当社普通株式終値の50%相当額となりますので、行使価額が確定次第、速やかに開示いたします。

12. 新株予約権無償割当による当社普通株式の権利落ちの概要を教えてください

権利落ち日は2025年12月29日（月）でありますが、本新株予約権は非上場新株予約権であるため、東京証券取引所では、「呼値の制限幅に関する規則」の規定により権利落ちによる制限値幅に関する基準値段の調整は行われません。一方で、当社普通株式の株価は、本新株予約権の発行により潜在株式数が増加するため、希薄化の影響を受ける可能性があります。

13. 権利行使とは何ですか

権利行使期間（下記14.「いつから権利行使できますか」をご参照）に新株予約権を使って権利行使価額（1株あたりは12月30日（火）の当社普通株式終値の50%相当額）を支払うことにより当社の普通株式を取得いただくことです。

14. いつから権利行使できますか

権利行使期間は、2026年3月2日（月）から2026年5月29日（金）までの期間としておりますので、その期間中であれば、所定の手続き（下記21.「今回の件についての具体的な手続き等を教えてください」をご参照）をもって権利行使できます。

なお、本新株予約権の権利行使期間中の3月中旬から2026年3月31日（火）までの間は、決算期末による本新株予約権行使取次停止期間になります。当該期間においては、振替機関における本新株予約権の行使請求の取次は行わないこととなります。なお、証券会社における行使請求の受付期間はこれとは異なりますので、行使請求受付期間及び行使手続につきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社等にお問い合わせください。

15. 保有株式1株あたり何株の株式を取得することができるのですか

保有株式1株につき新株予約権1個が割り当てられ、その権利行使をすることによって新株予約権1個あたり2.5株の割合で普通株式を交付します。

ただし、当社普通株式の単元株式数は100株であるため、行使の結果、単元未満株式を取得する場合（例えば10個の新株予約権を使用し、25株の当社普通株式を取得頂く場合）もあります。

その場合、単元未満株式は議決権が制限されるほか、市場での取引も制限されますのでご留意ください。なお、単元未満株式は、当社に対し、会社法192条に基づいてその保有する単元未満株式の買い取りを請求することができます。

なお、1株に満たない端数部分については切り捨てとなり、現金による調整も行いません。

16. 現在10,000株保有していますが、割り当てられる新株予約権と権利行使した場合に取得できる株式数はどうなりますか

保有いただいている株式10,000株に対して、新株予約権は自動的に10,000個が割り当てられ、割り当てられた新株予約権を全て権利行使した場合、1個あたり2.5株が取得できますので、10,000個×2.5株=25,000株を取得することができます。

17. 新株予約権1個つき普通株式1株ではなく、2.5株を発行する理由を教えてください

本新株予約権の設計上、当社の必要とする資金を調達するため、本新株予約権1個に対して当社普通株式2.5株を取得できる設計としています。既存株主の皆さまが割り当てられた本新株予約権の権利を全て行使された場合、持分比率の希薄化は生じないこととなる一方で、一部又は全部を権利行使しなかった場合には持分比率の希薄化が生じる可能性があるものの、株主割当の目的として、当社事業継続の危機的状況を回避するために必要な資金を調達し、権利行使による資本増強によって当社の財務基盤の強化を図るものであり、当社を支えて頂いている株主の皆さまのご理解とご協力を願っております。

18. 本新株予約権1個につき普通株式2.5株を取得できるとのことです、株式価値が大きく希薄化することになるのではないですか

本新株予約権は、既存株主の皆さまが保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられるため、割り当てられた本新株予約権を全て行使された場合には、当該株主の皆さまが保有する株式価値の希薄化は生じないこととなります。しかし、本新株予約権を行使されない場合には、当該株主の皆さまが保有する株式価値の希薄化が生じる可能性があります。当社は、本新株予約権が非上場型で、本新株予約権1個当たり当社普通株式2.5株を割り当てるから、本新株予約権を行使されない既存株主の皆様が希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的となり意に反した持分比率の希薄化を避けることにも配慮し、本新株予約権の発行につき臨時株主総会を開催し、株主の皆さまのご判断を仰ぐこととしております。

19. 行使価額の算定根拠を教えてください

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの価額は、本新株予約権の基準日の直前の取引日である2025年12月30日（火）（ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）になります。なお、50%のディスカウントにつきましては、最近の当社株価動向及び今回の所要資金額の双方を踏まえ、そのうえで長らくご支援をいただいている既存株主の皆さまに対し、基準日の直前の取引日である2025年12月30日（火）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）で投資機会を平等に提供させていただくことの趣旨の下、ディスカウント率についていくつかのパターンを検討した結果として50%が所要資金額を充足し、また株主の皆さまの行使促進にも相応に寄与するものと判断し、最適であるとして決定いたしました。

20. 複数個の新株予約権を割当てられた場合、その一部を分割して行使すること可能ですか

複数個の新株予約権を割当てられた場合、各株主様のご判断により、その全部あるいはその一部を1個単位で行使することは可能ですが（すなわち、2個の新株予約権のうち1個を行使することは可能ですが、1個の新株予約権の一部（例えば、0.5個の新株予約権）のみを行使することはできません。）、その一部を行使された場合、残る未行使分につきましては、権利行使期間内に行使されない場合は失権することとなり、権利行使期間の終了後は行使することができないのでご留意ください。なお、株主様が複数の証券会社に口座を保有されている場合には、結果として複数の証券会社経由で行使請求書の提出が必要となる場合がございますが、これは「一部行使」とは扱われません。

なお、複数の証券会社経由で行使請求した場合、それぞれの請求ごとに発生する1株に満たない端数部分については切り捨てとなり、現金による調整も行いません。

21. 今回の件についての具体的な手続き等を教えてください

今回発行いたします新株予約権は、基準日である2025年12月31日（水）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様に対し、当社の定める割当効力発生日において、株主の皆様において何ら申込みの手続を要することなく割り当てられます。

また、新株予約権の行使請求時等におきまして必要となりますお手続き等につきましては、下記22.「本新株予約権の割当てを受けた後、新株予約権者にどのような選択肢がありますか」をご参照及び本Q&Aの添

付資料にて概要（「株主割当による新株予約権の無償割当から権利行使までの一連の流れ」）をお知らせしておりますのでご参照ください。なお、詳細なお手続き等の内容につきましては、新株予約権の割当対象となりました株主の皆さんに、2026年2月17日（火）を目処に株主割当通知書（仮称）をご送付いたします。

22. 本新株予約権の割当てを受けた後、新株予約権者にどのような選択肢がありますか

本新株予約権が割り当てられた場合、新株予約権者の選択肢としては、大別して、

- ① 本新株予約権の行使を行う
- ② 本新株予約権の行使を行わない

という2つの選択肢が考えられます。

「① 本新株予約権の行使を行う」を選択した場合、行使価額（株式1株を取得するために要する金額は、2025年12月30日（火）の当社普通株式の終値に0.5を乗じた金額）を三井住友銀行株式会社の当社預金口座にお振込みください。（注 振込手数料は株主様のご負担となります。振込金額が不足している場合には、行使請求に不備があるものとして、行使がなかったものと取り扱われます。）その後、下記24。

「本新株予約権の行使によって取得した株式はどのように確認すればいいですか」記載のお手続きを経て、当社普通株式を取得することになります。なお、新株予約権行使金振込及び新株予約権行使取次依頼に必要な書類等に関しては当社が送付する株主割当通知書（仮称）でご確認ください。

「② 本新株予約権の行使を行わない」を選択した場合、本新株予約権は失権（消滅）し、新株予約権者の皆さまは、当社普通株式を取得することはできません。

なお、上記はあくまでも本新株予約権が割り当てられた場合の一般的な選択肢を示したものであり、本新株予約権行使するのか、又は、行使を行わずに失権させるのかは、新株予約権者の皆さまご自身の投資判断によります。

当社は、本新株予約権に関して何らかの投資判断のアドバイスをすることはできませんので、株主の皆さまにおかれましては、当社が本日公表した「株主割当による新株予約権（非上場）の無償発行に関するお知らせ」、並びにEDINET（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）にて縦覧されている当社の2025年12月12日（金）付有価証券届出書、さらには当社が2025年12月31日（水）の最終の株主名簿に記録された全株主様に対し、郵送する目論見書（2026年2月中旬を目途に送付予定です）等をご参照の上、ご自身の責任において、本新株予約権に係る投資判断を行ってください。

23. 本新株予約権の行使手続きが完了するのはいつですか

本新株予約権の行使手続きの完了には、原則として、遅くとも2026年5月29日（金）の営業時間中に、行使請求書が当社の指定する行使請求受付場所に到着し、受理がなされ、かつ、当社の指定取扱金融機関での行使価額の払込みの確認が必要となります。

24. 本新株予約権の行使によって取得した株式はどのように確認すればよいですか

取扱いの証券会社等に取次請求を行っていただき、行使請求書等が、お取引の口座管理機構（証券会社等）から株主名簿管理人に取次され、かつ、お振込みが確認できた日の10営業日目頃に、当社普通株式について、各本新株予約権者の皆さまの証券口座に、交付される当社普通株式の残高が記録され、売買が可能となるものと理解しております。ただし、お取引先の証券会社等によって手続き及びそれに要する期間が異なる場合がありますので、必ずご自身でお取引先の証券会社等にお問い合わせください。

25. 税務面での取り扱いはどうなりますか

新株予約権の権利を割当てられた時点、新株予約権を行使した時点、いずれの時点においても課税関係は生じないものと考えております。なお、無償割当により取得した本新株予約権の取得価額は、原則として0円となります。本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式は、2025年12月30日（火）の終値に0.5を乗じた金額が簿価となります。ただし、各株主様の個別の状況により税法上の取扱いが異なる場合がありますので、株主の皆さまご自身で税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

26. 外国居住株主による本新株予約権の割当、行使について制約はありますか

本新株予約権の募集については、日本国外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。したがって、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主（当該株主に適用のある外国の法令により、上記の制限を受けない適格機関投資家等は除きます。）は、かかる点に注意を要します。なお、米国居住株主（1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。）は、本新株予約権を行使することができません。

27. 本新株予約権の譲渡による取得の承認の手続きはどのように行えばよいのですか

当社取締役会は、原則として譲渡による本新株予約権を承認しない方針であります。事業譲渡もしくは会社分割による本新株予約権の取得、又は信用取引に関する証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者による取得並びにその他必要と認められた場合はこの限りではありません。

従いまして、本新株予約権の譲渡を希望する株主の皆さまは、譲渡先の氏名又は名称及び住所並びに譲渡理由を記載した書面を、当社取締役会に提出してください。なお、当社から個別に具体的な事情をお伺いし、説明又は資料の追加提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。当社取締役会において、承認を付与すべき場合に該当すると判断した場合には、お手続きに必要な書面をご送付いたします。

28. 当社普通株式の信用取引の処理（権利処理、現引禁止の扱い等）について説明してください

現行の制度では、原則として、信用取引で買い建てている普通株式につきましては、買い建てを行った株主様の個人名と異なる名前が名義となることから、新株予約権の無償割当を受けることはできません。

信用取引に係る各種取扱いの詳細につきましては、お取引先証券会社にお問い合わせください。

29. 当単元未満株式を保有する株主にはどのような選択肢がありますか

現株主に対する新株予約権の無償割当では、当社の単元株式数である100株に満たない当社普通株式に対しても、1株の当社普通株式に対して1個の本新株予約権が割り当てられます。本新株予約権の行使は1個単位から可能ですので、本新株予約権を行使することにより当社普通株式を取得することができます。

ただし、本新株予約権1個の行使により交付される株式数は2.5株であるため、行使の結果、単元未満株式を取得する場合（例えば50個の新株予約権を行使し、125株の当社普通株式を取得頂く場合）もあります。なお、交付株式の端数（1株未満）が生じた場合には切捨てとなります。

その場合、単元未満株式は議決権が制限されるほか、市場での取引も制限されますのでご留意ください。

また、単元未満株主は、当社に対し、会社法192条に基づいてその保有する単元未満株式の買い取りを請求することができます。

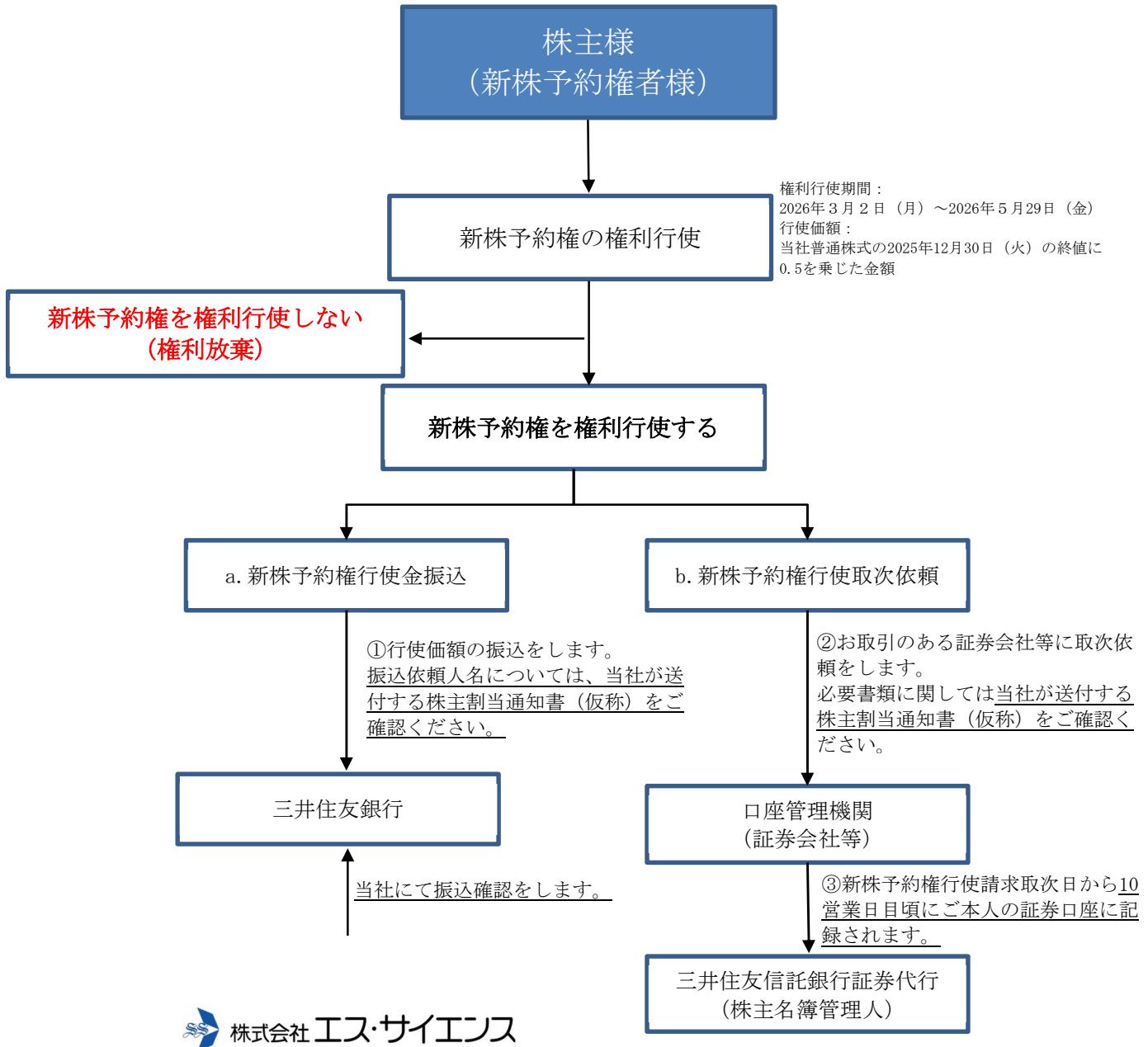
30. 当権利行使により1単元（100株）未満の株式を保有することになった場合、どうすればよいのですか

株主の皆様が保有する100株未満の単元未満株式について、当社に買取りを請求することができます。なお、具体的な手続につきましては、当社株式を証券口座で保有されている場合は、お取引をされている証券会社にお問い合わせください。特別口座で保管されている場合は、お取引先証券会社及び三井住友信託銀行にお問い合わせください。

以上

## 株主割当による新株予約権の無償割当から権利行使までの一連の流れ

今回の株主割当による新株予約権（非上場）は、2025年12月31日（水）の最終の株主名簿に記録された全株主様に対し、株式1株につき1個（注）の新株予約権を無償で割り当てるものです。本新株予約権の権利行使を希望される株主様は、下記フローの「a. 新株予約権行使金振込」及び「b. 新株予約権行使取次依頼」の手続きが必要となります。ただし、権利行使につきましては、割り当てられた株主様のご自由な判断であり、強制されるものではありません。（注）新株予約権1個の行使請求で当社普通株式2.5株が交付されます。



 株式会社エス・サイエンス

### 〈単元未満株式の買取制度について〉

単元未満株式を有している株主の皆さまは、当社に対して、単元未満株式の買取り（100株に満たない株式を当社が買取る）を請求することが可能です。本新株予約権の権利行使により単元未満株式が生じた場合においても、同様に買取りの対象となります。当該制度の利用につきましてはご希望がございましたら、必ずご自身にて、お取引先証券会社等までお問い合わせください。

（注）上記の手続きや書面名は現時点における概略及び仮称です。詳細につきましては後日送付されます「株主割当通知書（仮称）」をご参照ください。また、本資料は株主様への情報提供を目的とし、当社株式への売買勧誘を目的としたものではありません。

〈問い合わせ窓口〉

電話番号：03-3573-3721

問合せ先：総務部